

説明資料

平成28年2月12日
金融庁

G7エルマウ・サミット首脳宣言 (H27.6.8)

「我々は、仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとる。」



FATF (金融作業活動部会) ガイダンス (H27.6.26)

各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである。

G7各国の規制導入状況

米国	○
ドイツ	○
フランス	○
カナダ	○
イタリア	○
英国	△ 今国会で 法制化予定
日本	

※ テロ資金対策は、本年5月下旬の「G7伊勢志摩サミット」でも、主要議題の一つとなる見込み。

MT GOXの事案について

1. 会社概要・破産までの経緯

(出所: 同社及び債権者集会の資料)

会社概要	時期	破産までの経緯
業務内容: ビットコインの交換所 代表者: カルプレス・マルク・マリ・ロバート 所在地: 東京都渋谷区 設立: 平成23年8月	H26/2	○ 同社サイトへのアクセスを全面停止
	H26/2	○ 債務超過の状況にあると判断し、東京地裁に民事再生手続開始の申立て、同日受理 ※ 同社記者会見によると、債権者は約12万7000人(うち、日本人は0.8%程度)
	H26/4	○ 東京地裁、同社の民事再生手続開始の申立てを棄却 ※ 以下の理由により、「再生計画案の立案及びその可決又は認可は困難と判断」(同社資料より) ・ ビットコインの消失や預金残高の不足等の事実関係に関する調査には未だ時間を要する見込み ・ 現時点では事業再開の見込みも立たず、また、スポンサーの具体的な選定作業も未着手
	H26/4	○ 東京地裁、同社の破産手続開始を決定

2. 資産・負債の状況

(出所: 債権者集会の資料)

- 破産手続開始時点の資産: 約39億円、負債: 約87億円(約48億円の債務超過)。[ビットコインは除く]
- 破産手続開始時点の顧客からの預かり金: 約82億円、銀行預金残高: 約8億円(他社への預け金の回収等により、現在の破産財団の額は約12億円 [本年9月時点])。
- 破産手続開始時点の帳簿上のビットコイン約85万BTC(うち、顧客から預かっていたビットコイン約75万BTC)。現在、破産管財人が管理するのは約20万BTC(約65万BTCの不足)。

※ 同社代表者は、以下の容疑で逮捕 (出所: 各社報道)

- H27/8 私電磁的記録不正作出・同供用(社内システムを不正操作し、自分名義のウォレット残高を水増した疑い)
- H27/8 業務上横領(顧客がビットコイン売買のために預けた資金を着服した疑い)
- H27/10 上記と別の業務上横領(顧客がビットコイン売買のために預けた資金を着服した疑い)

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告 (平成27年12月22日公表)(仮想通貨部分抜粋)

(1) 規制の対象

仮想通貨に関しては、FATFガイダンス上、仮想通貨の交換所は、法定通貨との交換を通じ、既存の金融システムとの出入口に当たることから、規制対象とすることが求められている。同時に、仮想通貨の利用実態を見ると、その入手は交換所を通じて行うことが主な方法であり、また、仮想通貨を交換所において法定通貨に交換できることが仮想通貨の利用の前提となっている。他方、仮想通貨と法定通貨の売買等(売買のほか、その媒介・取り次ぎ・代理を含む。また、売買等に行われる金銭又は仮想通貨の預託の受入れを含む。)については、事業者の破綻や売買にあたり預託された顧客資産が消失するリスク、あるいは、適正な情報が十分に顧客に提供されないリスク等が存在する。

こうしたことを踏まえると、仮想通貨について、マネロン・テロ資金供与規制及び利用者保護の観点からの規制を導入するにあたっては、仮想通貨と法定通貨の売買等を行う交換所について登録制を導入し、規制の対象とすべきと考えられる。

なお、仮想通貨に係るサービスが、今後どのように発展していくか、現時点では必ずしも明確ではない。今後、仮想通貨の利用が多方面で進む場合、新たな種類の業者が登場する可能性もあり、国内における今後の利用の広がりやサービスの実態に留意しつつ、機動的な対応が必要と考えられる。

(2) マネロン・テロ資金供与規制のあり方

我が国においても、上記のFATFガイダンスを踏まえ、仮想通貨と法定通貨の売買等を行う交換所に対し、犯罪収益移転防止法上のマネロン・テロ資金供与規制を導入する必要がある。具体的には、仮想通貨と法定通貨の売買等を行う交換所を犯罪収益移転防止法の特定事業者を追加し、同法に規定される以下の義務等を課すことが必要であると考えられる。

- ・ 本人確認義務(口座開設時等)
- ・ 本人確認記録及び取引記録の作成・保存
- ・ 疑わしい取引の当局への届出
- ・ 体制整備(社内規則の整備、研修の実施、統括管理者の選任等)

(3) 利用者保護のための規制のあり方

○規制の基本的な枠組み

破たんした仮想通貨の交換所の事例を踏まえるとともに、仮想通貨の売買等に伴い想定されるリスク(情報不足に起因する利用者側の損害、利用者が預託した資産の逸失、利用者情報の流出等)に鑑みると、以下のような義務を措置することが適当と考えられる。

- ・ 利用者の保護等に関する措置の実施
 - － 誤認防止のための説明(例えば、仮想通貨は法定通貨との交換が保証されていないこと等)
 - － 利用者に対する情報提供(取引内容、手数料、苦情連絡先等)
 - － 金銭等の受領時における書面交付(電磁的方法によることも可とする)
 - － 内部管理(社内規定の策定、従業員に対する研修の実施等)
- ・ 名義貸しの禁止
- ・ 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理
- ・ 情報の安全管理(システムのセキュリティ対策、個人情報の安全管理)
- ・ 財務規制(最低資本金、最低純資産規制など)
- ・ 帳簿書類の作成・保存、事業報告書の当局への提出
- ・ 当局による報告徴求、検査、業務改善・停止命令、登録の取消

○自主規制等